

# 1. 島根県大気汚染緊急時対策要綱の概要

## 目 的

大気汚染防止法第23条第1項及び第2項に定める大気汚染の緊急時における措置を迅速かつ的確に行うため制定

### 【法第23条第1項及び第2項の要旨】

大気の汚染が著しくなり、人の健康等に被害が生ずるおそれがある事態が発生したときは、一般に周知するとともに、ばい煙排出者又は自動車使用者等に対し排出削減について要請・命令を行わなければならない。

## 緊急時対策の対象物質

硫黄酸化物、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、一酸化炭素の5物質

## 光化学オキシダント情報

光化学オキシダントの1時間値濃度が0.11ppmに達し、さらに濃度上昇が見込まれる場合、その情報を関係機関等へ提供する。

## 緊急時発令（注意報・警報）及び解除の基準

〔発令〕 対象物質の1時間値濃度が発令基準のいずれかに該当し、気象状況からみてその状態が継続すると認められる場合に発令

〔解除〕 対象物質の濃度が発令基準未満となり、気象状況からみて汚染状態が悪化するおそれがないと認められる場合に解除

### 《発令基準》

物質名	注 意 報 発 令 基 準	警 報 発 令 基 準
硫 黄 酸 化 物	・ 0.2ppm 以上が 3 時間継続 ・ 0.5ppm 以上 ・ 48 時間平均値が 0.15ppm 以上	・ 0.5ppm 以上が 3 時間継続 ・ 0.7ppm 以上が 2 時間継続
二 酸 化 窒 素	0.5ppm 以上	1.0ppm 以上
浮 遊 粒 子 状 物 質	2.0mg/m <sup>3</sup> が 2 時間継続	3.0mg/m <sup>3</sup> が 3 時間継続
オ キ シ ダ ン ト	0.12ppm 以上	0.4ppm 以上
一 酸 化 炭 素	30ppm 以上	50ppm 以上

(注) ppmは100万分の1

## 緊急時発令を行う地域の単位

市町村単位

## 緊急時の対策

〔注意報発令時〕

ばい煙排出者又は自動車使用者に対し排出量削減等を要請

一般県民に対し緊急時の注意事項等について周知

緊急時協力工場を状況に応じて指定し、排出量等の削減を勧告

〔警報発令時〕

注意報発令時の と同じ

緊急時協力工場を状況に応じて指定し、排出量等の削減を命令

県公安委員会に対し道路交通法による措置を要請